

評価対象			
事務事業名	麻布地区まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	開始年度	平成 19 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(1) 多様な人びとがいきいきと暮らせる都市ルールを確立する		
施策名	② 参画と協働によるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民が自主的なまちづくりを目指し、その調査研究活動を行う場合に、区に登録されたコンサルタント（都市計画や建築等の専門家）の派遣や活動に関する費用等を支援します。
事業の対象	まちづくり相談：区民等 まちづくりコンサルタント派遣：まちづくりを考えている組織等 まちづくり活動助成：区に登録されたまちづくり組織
事業の概要	まちづくり協議会：登録団体 4 団体 (区民の発意でまちづくりに関して自主的に考える団体として区に登録している団体) まちづくりコンサルタント派遣：4 件 (まちづくりについて専門家を派遣し、専門家から助言、指導を行います。) まちづくり活動助成：1 件 (まちづくりに関する活動の一部について助成金として費用を負担します。)
根拠法令等	港区まちづくり条例及び施行規則（平成19年10月1日施行）、港区まちづくりコンサルタント派遣要綱（昭和60年4月1日）、港区まちづくり活動助成要綱（平成20年4月1日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	人にやさしい良質な都市空間及び居住環境の維持及び、創造に資することを目的として「港区定住まちづくり条例」を全部改正し、住民発意のまちづくりについて規定を定めた。あわせて、住民のまちづくり活動を資金的に支援するため「まちづくり活動助成要綱」を活用しながら、地域のまちづくり活動を支援してきた。麻布地区については、登録団体が4団体に増加しており、最も活動が進展している六本木三丁目東地区まちづくり協議会については、平成26年3月に地区まちづくりルールが港区で初めて認定されています。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性	◎												
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) まちづくりの自主的な活動は、区民の認知度がまだまだ低い状況ですが、住民が積極的にまちづくりに関わっていくためには事業を継続し、まちづくりに対して関心を高める必要があります。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	まちづくり協議会登録数			指標2	活動助成金申請件数			指標3	コンサルタント派遣件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2	3	150.0%	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	5	3	60.0%
平成30年度	3	4	133.3%	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度	5	4	80.0%	
令和元年度	4	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度	7	—	—	

指標から見た事業の成果
 地域住民発意のまちづくりに寄与しています。
 平成29年12月に南麻布3丁目地区まちづくり協議会が、新たに登録されました。
 平成31年1月に竜土町美術館通り沿道まちづくり協議会が、新たに登録されました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区主導のまちづくりと住民主導のまちづくりが協働して、安全で安心して生活できるまちを目指す制度として活用されています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成29年度	906	100%	906	0	0	0	0	0	0	906	532	59%
平成30年度	780	100%	780	0	0	0	0	0	0	780	495	63%
令和元年度	1,332	100%	1,332	0	0	0	—	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 現在登録しているまちづくり協議会については、今後大きな動きは報告されていないことから事業費については、現状維持と考えています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) まちづくりに関する相談は随時受け付けています。また、コンサルタント派遣や活動助成金についても随時受付区民のまちづくり活動に支障がないように行っています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	地域の区民が主体的となるまちづくりを推進していくために、今後も引き続き支援をしていく必要があるため継続とします。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	麻布地区放置自転車対策	開始年度	平成 12 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(2) 魅力的な都心生活の舞台をつくる		
施策名	④ 誰にでもやさしいバリアフリーのまちづくり		

事業概要	
事業の目的	自転車は身近な交通手段として、幅広く利用されており、その利用は今後も増加することが見込まれます。一方、自転車が放置された場合、歩行者の安全な通行の障害、公園等遊び場の危険性の増大、災害時の避難・救助活動の妨げ等、安全が確保できません。安全・安心なまちづくりをすすめるためにも、自転車等駐車場の整備や放置禁止区域の設定、違法駐輪の撤去を行い、道路公園等の本来の機能を回復させ、区民の安全で快適な生活環境を確保することを目的とします。
事業の対象	放置自転車、及び放置された原動機付自転車（50CCまで） 自転車等利用者
事業の概要	放置された自転車等の解消を図るため下記の取り組みを行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導員による路上駐輪者への指導・啓発 ・放置自転車等の整理、警告、撤去 ・自転車等駅前乗入れ台数調査 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動 ・自転車駐輪場及び放置禁止区域に関する周知看板等の設置 ・自転車等駐輪場の整備・管理 ・その他放置自転車対策に付随する業務
根拠法令等	港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成12年4月1日一部施行） 港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成12年4月1日一部施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	放置自転車の問題が顕在化してきたため、平成12年に港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例及び施行規則を制定し、自転車等駐輪場の整備や放置禁止区域の設定、放置自転車の撤去などの総合的な取組を開始いたしました。								
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	区民の安全で快適な歩行空間の確保、災害時の避難路の確保は重要な課題となっています。また、交通結節点である駅周辺におけるバリアフリーの推進の観点からも放置自転車対策は継続する必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	駅前放置台数(六本木駅)			指標2	貼付枚数(麻布地区全体)			指標3	撤去台数(麻布地区全体)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	100	79	126.6%	平成29年度	50,000	35,709	140.0%	平成29年度	3,000	2,084	144.0%
	平成30年度	75	72	104.2%	平成30年度	50,000	33,604	148.7%	平成30年度	3,000	1,779	168.6%
	令和元年度	72	—	—	令和元年度	50,000	—	—	令和元年度	3,000	—	—
指標から見た事業の成果	自転車等駐車場の整備と放置禁止区域の設定により、自転車利用者のマナーの向上と安全・安心な街づくりに寄与しました。平成29年度に六本木駅自転車駐車場の開設及び放置禁止区域を拡大したことにより駅前放置台数が減少し、その後も減少傾向となっています。事業の取組をよりの確に把握するため、達成率を当初予定/実績で算出しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 駐輪場の開設や放置禁止区域の設定、指導員の強化により、放置自転車の台数は減少し続けており効果をあげています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	73,143	100%	73,143	0	0	0	0	0	73,143	60,618	83%		
令和元年度	91,967	100%	91,967	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成29年度は、暫定駐輪場閉鎖に伴う現状復旧工事費用として約253万円予算計上していましたが、復旧内容の変更や契約落差等により、執行額が約65万円となったため執行率が低くなっています。平成30年度から支援部が行っていた放置自転車に関する巡回指導等の委託事業が各総合支所に移管されました。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業は先見性を持って計画的に実施されています。 事業は特定の対象者に偏っていません。 投入された経費に見合った効果が現れています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

開発等による人口の増加や自転車利用者の増加が見込まれていることから、駐車場の周知・啓発活動及び新たな自転車等駐車場設置に向けた業務を今後も継続して行う必要があります。駐輪設備が整備されている区域は放置台数も減少しており、今後も未整備の区域への駐輪設備の整備を中心に、引き続き事業を実施する必要があります。

評価対象			
事務事業名	麻布地区防犯灯設置助成	開始年度	昭和 46 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課土木担当	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(6) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会に対して補助金を交付し、防犯灯の整備を促進することを目的とします。(要綱第1条)
事業の対象	事業の対象は、町会又は自治会が、設置・撤去する防犯灯工事を対象とし、予算の範囲内で補助金を交付します。ただし、防犯灯に広告物(町会名を除く)の掲示又は記入がないものを対象とします。(要綱第3条)
事業の概要	区内の私道に防犯灯を設置・撤去する町会又は自治会(以下「町会」という)に対し、補助金を交付します。補助の対象は、町会が設置・撤去する防犯灯工事で、防犯灯に広告物(町会名は除く)が掲示または記入されていないものや、防犯灯の電気料金を町会で支払っていることを要件とします。補助金の額は、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とします。
根拠法令等	港区防犯灯設置の補助に関する要綱(S47.3.7 46港建管発第22号)

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価																	
開始当時の背景・これまでの経緯	私道の中には、常時一般交通の用に供しているものがあります。これらの私道の照度を確保し、夜間の安全性を向上させるため、防犯灯の設置及び撤去に要する費用を補助金として交付する事業を開始しました。この事業により設置が進み、現在は老朽化による取替え(撤去・設置)が申請の大部分を占めており、件数は多くありませんが、生活環境の確保に貢献している重要な事業です。																
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> <tr> <td>評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>①事業継続の必要性</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い	評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎			①事業継続の必要性	◎		
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い														
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎																
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎																
①事業継続の必要性	◎																
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 防犯灯の老朽化による転倒の危険性や夜間照明が確保されないなど、区民生活に与える影響が大きいため、区民が安全・安心・快適に生活するうえで必要な事業であり、継続していく必要があります。																

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	防犯灯補助金交付件数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2	2	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	2	0	0.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	2	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	申請に対して速やかに助成をし、老朽化した防犯灯の建替などにより、私道の照度を常に維持することで、地域の安心安全が確保されています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 平成29年度に2件の申請があり、平成30年度は申請がありませんでした。申請件数には変動があるが、安全安心の確保のため必要性の高い事業です。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
			平成29年度	756	0%	0	0	0	756	0	0	756	286
	平成30年度	791	0%	0	0	0	791	0	0	791	0	0%	
	令和元年度	806	0%	0	0	0	806	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	毎年、独立1基、共架1基で予算要求をしていますが、申請件数により執行率の変動が見られます。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 補助を行うことにより、私道の夜間照明が確保され、歩行者の安全性が向上しているため、投入された経費に見合った効果が現れています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

町会・自治会からは、防犯灯の建替え・新設等の要望が強く、区が主体的に区民の声に耳を傾け現状の把握に努めながら、安全安心の確保のために、本事業は今後も継続していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	麻布地区保護樹木・樹林助成	開始年度	昭和 49 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	港区みどりを守る条例の基準により、幹の太さや面積が一定以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定し、区内の良好な緑を保全すること、また、樹木診断や維持管理の相談などの支援を行い、保護樹木・樹林制度の充実を図ることを目的とします。
事業の対象	区民、区内事業者（土地所有者又は管理者）
事業の概要	区内にある大きな樹木・樹林を守り、健やかに育てていただくために、区民等が所有する樹木・樹林で、所有者又は管理者から申請があった場合に、申請に基づき調査を行い、区の基準に該当するものを保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理にかかる経費の一部を助成します。
根拠法令等	「港区みどりを守る条例」（昭和49年6月28日施行） 「港区みどりを守る条例施行規則」（昭和49年6月28日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	都市化の進展に伴い、樹林地やゆかりある樹木の減少が進んでいたため、樹林や管理に要する所有者の負担を軽減することで、樹木や樹林の減少を防ぎ、緑の保全と、まちなみ景観の形成を進めることとしました。区内全域で指定は進展して、近年では件数は概ね維持されていますが、指定本数は微減の傾向にあります。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区と所有者が一体となって保護樹木・樹林を保全していくことは、緑の保全策として有効であり、本事業は必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	保護樹木・樹林指定件数			指標2	保護樹木指定本数(本)			指標3	保護樹林指定面積(m ²)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	46	45	97.8%	平成29年度	176	181	102.8%	平成29年度	14,500	14,318	98.7%
平成30年度	47	47	100.0%	平成30年度	183	182	99.5%	平成30年度	14,500	14,318	98.7%	
令和元年度	48	48	—	令和元年度	184	—	—	令和元年度	14,500	—	—	
指標から見た事業の成果	地区内の保護樹木・樹林の減少を防ぐとともに、指定された樹林・樹木の保護に寄与しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区の基準に該当するものであれば指定が可能で、特定の対象者に偏っていません。事業は先見性を持って計画的に実施されており、地区内の保護樹木・樹林の指定件数に減少が生じていないことから、投入された経費に見合った効果が現れています											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
	平成29年度	1,384	100%	1,384	0	0	0	0	0	0	1,384	1,275	92%
平成30年度	1,382	100%	1,382	0	0	0	0	0	0	1,382	1,308	95%	
令和元年度	1,470	100%	1,470	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	事業費の内訳としては補助金の割合が大きいです。金額の推移が少ないことから読み取れるように、地区内の保護樹木の減少を防いでおり、指定された樹木の保護に寄与しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い						
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 保護樹木・樹林を保全するための指定及び補助金の交付は、緑の潤いと安らぎのある生活環境を確保するために有効です。												

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
- ・「統合」：他事業と統合

保護樹木・樹林は所有者の申出により指定の解除が可能であるため、開発事業や改築などの際に指定解除、または枯渇による樹木に伐採が発生しています。地域にゆかりのある樹木・樹林を長期間保全していくためには、今後も助成活動による所有者の負担軽減を継続していく必要があります。

評価対象			
事務事業名	麻布地区緑化普及啓発	開始年度	昭和 54 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	—
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(8) 緑や水辺を保全・創造し、人や生物にやさしい都心環境をつくる		
施策名	④ みどりの保全と創出		

事業概要	
事業の目的	植木市の実施（麻布地区・芝地区のみ）、園芸講座の実施により、区民への緑化の促進、普及啓発を図ります。
事業の対象	区内在住、在勤、在学者
事業の概要	<p><植木市> 苗木・草花・肥料等販売と、記念品として苗木の無料配布及び緑の相談を実施しています。</p> <p><園芸講座> 緑に関する知識習得の機会として5支所で開催しています。当日は、園芸や緑化に関する相談も行えるような講座として、園芸の専門家を講師に招いています。なお、参加費用として受益者負担（1000円）を徴収しています。</p>
根拠法令等	港区みどりを守る条例（昭和49年6月28日施行） 港区みどりを守る条例施行規則（昭和49年6月28日施行）

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯		<p>緑を守り、育てる行動に対する区民の意識を高めていくため、緑を知り、育てる機会を創出することを目的として事業を開始しました。</p> <p>これまでの事業の見直しを行ってきており、平成29年度に敬老・誕生鉢植えの配布を廃止し、平成30年度からは、園芸講座の開催数を2回に増やし、対象者を3歳以上の親子と一般に分け、参加対象の年齢層を幅広くする再構築を行ってあります。</p>			
評価		<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:33%; text-align:center;">A 高い</td> <td style="width:33%; text-align:center;">B どちらともいえない</td> <td style="width:33%; text-align:center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 			
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 			
①事業継続の必要性		◎ 			
①事業継続の必要性評価の理由		<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか)</p> <p>緑に対する理解を深めていくことは重要であり、区民ニーズは高い状況が続いています。</p> <p>安心して気軽に参加できる代替となる事業がないことから、継続して実施する必要があります。</p>			

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	園芸講座参加者人数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	30	24	80.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	60	51	85.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	60	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成30年度から開催回数を増やし、開催回ごとに内容を変更するなど参加者の選択肢を増やし実施したことで、参加人数が大幅に増えています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 5支所の連携・協力により事業をしたことにより、おおむね目標を達成しています。事業実施後に参加者から、「是非また参加したい」「緑化に対する意識が向上した」などの声が寄せられています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)											決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
			平成29年度	2,376	99%	2,346	0	0	30	0	0	2,376
	平成30年度	2,282	97%	2,222	0	0	60	0	0	2,282	1,629	71%
	令和元年度	1,946	97%	1,886	0	0	60	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで実施していた敬老鉢植え配布及び誕生鉢植え配布を廃止したことで、予算現額及び決算額は削減されています。事業の内容を工夫し、サービス向上を図りながら予算額を抑えています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業費が削減され、参加者が増えていることから、費用対効果は向上しています。区民の緑化普及に対する啓発事業としての効果が向上しています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	植木市は、緑への関心を高めるきっかけづくりとして、多くの世代の方が来園しているため需要がかなりあります。 園芸講座には緑化に興味を持つ方や過去に講座へ参加された方が再度知識取得のために参加することもあり、需要も多く、緑化普及の有効な手段となっています。平成30年度には、親子で体験する講座も開催し普及啓発を進めました。これまで実施内容の検討および準備について職員が行ってきましたが、本年度は委託することで専門的な知識を活用し実施します。 今後は、より効率的な事業の実施に向けて、緑化に関する知識をもった公園指定管理者が同様な講座を実施していることから、より一層の多世代への関心を高める内容を企画し緑化知識取得の場として充実させるため、専門知識の活用も見据え、区民一人一人の緑化への意識を醸成しながら、誰もが緑化に親しめるよう、令和3年度を目標に事業の転換を図っていきます。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	飯倉片町地下横断歩道小学生児童絵画展示事業	開始年度	平成 19 年度
所属	麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係	種別	28 新規
所管課長	麻布地区総合支所まちづくり課長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(10) 環境に対する意識を高め行動する		
施策名	① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進		

事業概要	
事業の目的	公共空間である地下横断歩道を利用して小学生の絵画を展示し、地域のコミュニティの場を提供するとともに、地域の目が行き届く安全な通学路とし、麻布の「地域力」を高めます。
事業の対象	港区立麻布小学校4年生
事業の概要	麻布小学校の通学路となっている飯倉片町地下横断歩道に小学生児童が作成した環境やエコをテーマにした絵画を展示し、環境や緑、自然への意識を醸成させるとともに、また児童の絵画を展示することにより地域の区民にとって親しみが持て、地域の目が行き届く地下通路となり、落書き防止対策にもなっています。 展示は2年間行い、卒業時に絵画をプレートにしプレゼントしています。
根拠法令等	なし

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価													
開始当時の背景・これまでの経緯	事業を開始した平成19年度当時の麻布地区では、再開発やマンション建設が進み新しい住民が増えていました。 そのため、麻布地区総合支所では、地域の小学校と協働して、地域の人たちがふれあうための「きっかけづくり」を考えていました。 麻布地区コミュニティ形成事業として、地域の人々が集い、立ち寄り等の「場」を創出することを目的として、小学校の児童が制作した絵画を麻布飯倉片町地下横断歩道に展示する事業を開始しました。												
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 高い</th> <th>B どちらともいえない</th> <th>C 低い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	◎			◎			◎		
A 高い	B どちらともいえない	C 低い											
◎													
◎													
◎													
①事業継続の必要性													
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 児童の作品が展示されることにより、事業開始以降落書きの報告もなく、地域の親しみが持てる場所として浸透しているなど効果も表れているため必要な事業です。												

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	絵画の提出率			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	40	39	97.5%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	46	45	97.8%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	44	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	麻布小学校4年生全生徒に作画を依頼しており、高い提出率となっています。各年度の児童数により展示数が変動しています。絵画を展示することにより児童をはじめ、地域の区民にとって親しみが持て、地域の目が行き届く通学路になっています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 絵画を展示することにより、親しみが持て、住民の目が届くことにより、落書き防止にもなっています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳(千円)												決算状況(千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
			平成29年度	597	100%	597	0	0	0	0	0	597	463
	平成30年度	638	100%	638	0	0	0	0	0	638	495	78%	
	令和元年度	515	100%	515	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	平成29年度まで麻布地区地域事業「みんなでエコっとプロジェクト」の1事業として実施していたため基金を使用しています。平成30年度から経常事業として実施しています。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 地域の児童の絵画を展示することにより、住民の関心が集まりやすくなっています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	児童が絵画のテーマである環境やエコについて考える機会となっており、住民の目が行き届くことによる落書き防止と治安向上に繋がっています。 これらの効果は、指標としての評価は困難ですが、地域の区民にとって親しみが持て、地域の目が行き届く地下通路となっていることから、今後も事業を継続していく必要があります。